

# 大分県青少年育成県民会議賛助会員規定

平成24年5月14日  
運営委員会承認

(趣旨)

第1条 大分県青少年育成県民会議（以下県民会議という。）規約第10条に規定する賛助会員の加入を促進するため、必要な事項を定める。

(加入資格)

第2条 賛助会員として加入できるものは、県民会議の運動に賛同する個人、機関・団体・企業とする。

2 賛助会員となる機関・団体・企業は次の要件を満たすものであること。

(1) 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと。

(2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とするものではないこと。

(3) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にあるものではないこと。

(除名)

第3条 賛助会員に、会員としてふさわしくない行動があったときは、運営委員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

(特典等)

第4条 会長は、賛助会員に対して、毎年度の収支決算を報告する。

第5条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 県民会議が刊行する会紙「大分の青少年」、及び各種の資料等の配布。

(2) 県民会議の実施する大会等への参加、及び青少年の健全育成に係る研修会等の講師の斡旋。

(3) 「大分の青少年」における賛助会員氏名、団体名等の紹介（希望者）。

(4) 賛助実績に応じた大分県青少年団体等顕彰要綱に基づく顕彰。

(加入及び脱退)

第6条 賛助会員になろうとするものは、賛助会員加入申込書（第1号様式）を事務局長に提出しなければならない。

2 賛助会員を脱退しようとするものは、脱退届（第2号様式）を事務局長に提出しなければならない。

3 2年連続して賛助会費を納入しなかったものは、脱退したものとみなす。

(会費)

第7条 賛助会費は、年額5,000円以上とする。

附 則

この規定は、平成24年5月14日から施行する。